

スタートアップ企業支援補助金 Q & A

1. 補助金（全体）について

Q 1-1

補助金の募集案内等は配布しているのか。

A 1-1

募集案内や各種様式等については、名古屋市公式ウェブサイトの以下のページからダウンロードしてください。

<名古屋市公式ウェブサイト>

<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000080543.html>

※トップページから、以下の順にクリックしてください。

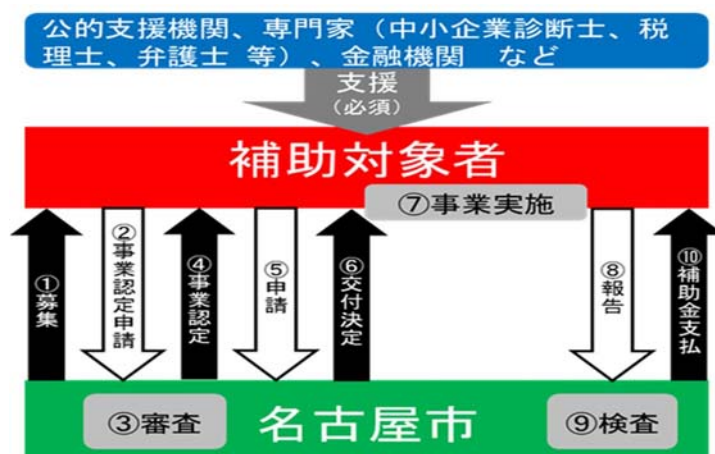
事業向け情報→産業振興→事業者等への支援→創業支援→創業に対する補助
→平成 29 年度名古屋市スタートアップ企業支援補助金のご案内

Q 1-2

補助金全体の流れ（募集から補助金支払まで）を教えてください。

A 1-2

- ・補助金の交付を希望される方は、補助金の交付を受けて実施予定の事業について、所定の様式で事業計画等を作成し、応募（事業認定申請）をします。
- ・事業内容について審査し、補助金の交付対象とする事業については、市が事業認定（採択通知）をします。
- ・交付対象の事業に認定された方は、補助金の交付申請手続きの完了後、事業に着手していただきます。
- ・事業完了後、実績報告を提出いただき、検査確認の後、補助金を交付します。



Q 1 - 3

応募すれば、必ず補助金が交付されるのか。

A 1 - 3

事業内容について審査し、補助金の交付対象とする事業については、市が事業認定（採択通知）をします。

したがって、応募していただいても、不採択になる場合もあります。

※ 結果（採択 or 不採択）については、全員に通知します。

Q 1 - 4

今回の補助金は先着順か。

A 1 - 4

先着順ではありません。募集期間内に応募手続きをしてください。

2. 補助対象者について

Q 2 - 1

既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）している場合、今回の補助対象となりますか。

A 2 - 1

既に創業している場合、創業後5年以内（平成24年4月1日以降に創業）の中小企業者が対象となります。

ただし、「市内に本社を有すること」等の条件を満たす必要があります。

Q 2 - 2

個人は対象になりますか。

A 2 - 2

以下のとおりです。

<対象となる方>

- ・平成24年4月1日以降に創業した市内に主たる事業所を有する個人事業主で、応募時点で名古屋市民の方。
- ・補助事業終了日までに、市内に本社を有する法人又は市内に主たる事業所を有する個人事業主として開業予定の方。

※ただし、個人事業主として開業予定の方については、補助事業終了日までに名古屋市民になる方。

<対象とならない方>

- ・平成24年3月31日以前に創業された方。
- ・市内に主たる事業所を有する個人事業主だが、応募時点で、名古屋市民ではない方。

Q 2 - 3

これから開業する予定ですが、対象となりますか。
また、採択が決まる前（例えば、交付決定日以前）に、開業してもいいですか。

A 2 - 3

補助事業終了日までに中小企業者として開業すれば、対象となります。
また、採択が決まる前に開業しても差し支えありません。
ただし、補助金の対象となる期間は、あくまでも補助事業期間となります。
(補助事業期間については、「Q 5 - 1」を確認してください。)

Q 2 - 4

どのような法人が対象となりますか。

A 2 - 4

平成24年4月1日以降に創業し、市内に本社を有する中小企業が対象となります。
※なお、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募する必要があります(Q 2 - 9も確認)。

Q 2 - 5

一般社団法人や一般財団法人の設立は対象となりますか。

A 2 - 5

今回の補助金は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者を対象としています。
したがって、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。
他にも、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合(LLP)、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

Q 2-6

一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2-6

可能です。

Q 2-7

業種に制限はありますか。

また、次の場合は、対象となりますか。

- ①個人事業主として病院を開業。
- ②フランチャイズチェーン店として創業。

A 2-7

公序良俗に反するものや公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる事業など）でない限り、業種に制限はありません。

また、業態による制限を設けていないので、①・②については、いずれも対象です。

ただし、事業内容を審査し、補助金の交付対象とする事業を決定します。

Q 2-8 次の場合は、対象となりますか。

- ①A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合
- ②A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合
- ③大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合。

A 2-8

申し込み主体は、個人（会社設立後に代表者となる者）となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。

ただし、大企業からの役員の受け入れや出資比率が一定以上の、いわゆる「みなし大企業」は対象外です。

Q 2-9

既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。

A 2-9

既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。

※ただし、既存企業での内容と明確に区別されていることが条件であり、既存企業と同じ事業又は単なる延長であると見なされる場合は対象外です。

Q 2 - 1 0

個人事業主として開業した場合、開業を証明する書類は何が必要ですか。

A 2 - 1 0

創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し（電子申請の場合は「メール詳細（受信通知）」で受付印の代用可）の提出が必要です。

Q 2 - 1 1

補助事業終了日までに開業しなかった場合には補助金は支払われないのですか。

A 2 - 1 1

新規創業者の場合、補助事業終了日までに開業することは、補助金の要件です。したがって、補助事業終了日までに開業しなかった場合には、補助金は支払われません。

Q 2 - 1 2

学校法人からの出資は可能ですか。

A 2 - 1 2

学校法人は大企業、中小企業にあてはまらない為、出資は可能です。

Q 2 - 1 3

いわゆる「法人成り」は新規創業者となりますか。

A 2 - 1 3

本補助金における、新規創業者は、新たに事業活動を行うため、中小企業者の開業を行うものをいいます。

したがって、個人事業主が手続きを行い法人に成り代わる「法人成り」は、新規創業者とはみなしません。

Q 2 - 1 4

10年前に個人として開業し、2年前に法人成りしたが対象となるか。

A 2 - 1 4

年数については、個人開業した時点からの通算するため、対象となりません。

Q 2 - 1 5

10年前に個人として開業した飲食店を事業承継したが、対象となるか。

A 2 - 1 5

年数については、当初の開業した時点（この場合は、10年前）からの通算するため、対象となりません。

Q 2 - 1 6

「名古屋市民であること（応募者の居住地（住民登録されている住所地）が名古屋市内であること）」の要件について、具体的に教えて欲しい。

A 2 - 1 6

以下のとおりです。

○新規創業者

開業の形態	応募者の市民要件
法人として開業予定	なし
個人事業主として開業予定	あり ^注

注 「補助事業の完了の日」に市民であること。

→現在は名古屋市民でなくても応募はできるが、補助事業の完了の日までに名古屋市民となる必要あり。

○創業後5年以内

形態	応募者の市民要件
法人	なし
個人事業主	あり

Q 2 - 1 7

法人で、現在の本社所在地は市外であるが、市内に移せば応募できるのか。

A 2 - 1 7

応募時点で、本店又は本社として登記されている住所地が市内であれば応募可能です。

Q 2 - 1 8

「平成28年度スタートアップ企業支援補助金」の交付を受けたが、応募できるのか。

A 2-18

応募できません。

3. 補助事業について

Q 3-1

市内に新たに研究所を設けて製品開発を行う事業の場合、「(2) 事業所の開設に係る事業」と「(3) 新たな製品の開発」に該当すると思われるが、複数の事業に該当する事業は補助金の対象になるのか。

A 3-1

対象になります。

Q 3-2

募集案内の3ページに記載されている補助事業のうち、「(6) 解雇予告を必要とする従業員の採用並びに解雇予告を必要としない従業員を含む従業員の賃金の引上げ、非正規雇用の正規雇用化及び就業規則・評価制度の作成・変更等の処遇改善を目的とする事業」については、例えば、補助事業として実施した採用活動により採用された従業員の給与は補助対象になるのか。

A 3-2

補助事業に従事した従業員（ここでは、採用活動に従事した従業員）の給与については、補助対象になりますが、採用活動により採用された従業員の給与は補助対象になりません。

4. 補助要件について

Q 4-1

補助要件の「(1) 補助事業の完了の日までに、次のア～エに掲げるいずれかに該当すること。」について、詳しく教えて欲しい。

A 4-1

本補助金については、補助対象者が補助事業を実施するにあたり、「4. 補助要件」のア～エに記載されている支援事業者等（公的支援機関、中小企業診断士・税理士・弁護士等の専門家、金融機関等）から、補助事業の完了の日までに、補助事業の実施に関連した支援を受けることが補助要件の1つとなります。

なお、「支援」の具体的内容については、募集案内をご覧ください。

Q 4 - 2

同一の事業内容であっても、補助事業期間が異なる場合は本補助金と国など他の補助金の両方を利用することは可能ですか。

A 4 - 2

補助事業期間が重ならない場合は、他の補助金を利用することは可能です。

Q 4 - 3

同一期間内に本補助金と国の補助金の両方を利用してもよいのでしょうか。

A 4 - 3

可能です。ただし、補助金の重複がないようにしてください。

※国の補助金には、他の補助金の利用を認めていないものもあります。同一期間内に本補助金との併用が出来るかについて、ご確認ください。

5. 補助事業期間について

Q 5 - 1

補助事業期間は。

A 5 - 1

補助事業期間は、交付決定日から最長で平成30年2月15日までとなります。

※ 交付決定日は8月中を予定していますが、交付申請の内容等によっては日数を要する場合があります。交付決定日より前に事業を開始すると、補助金の交付を受けることができませんので、補助事業を開始する時期は、十分に余裕を持って計画してください。

Q 5 - 2

応募書類の事業完了予定日は、いつにする必要がありますか。

A 5 - 2

事業完了予定日は、交付決定日から平成30年2月15日までの間の日付を記載してください。

※ 補助事業の完了予定日については、交付決定日から平成30年2月15日までの日付で、応募者が任意で設定します。ただし、補助事業の完了日以降に支払った経費については、補助金の交付を受けることができません。また、「新規創業者」の方

は、補助事業の完了日までに開業する必要がありますので、補助事業の完了予定日は、十分に余裕を持って設定してください。

6. スケジュールについて

Q 6-1

補助金の募集期間は。

A 6-1

平成29年6月1日（木）から平成29年6月15日（木）までとなります。

なお、「募集期間最終日の17時必着」となりますので、ご注意ください。

Q 6-2

補助金の採択通知は、いつごろか。

A 6-2

7月末を予定しています。

なお、結果については、応募者全員に文書で通知します。

Q 6-3

補助事業は、いつから実施すればよいか。

A 6-3

補助事業を実施する補助事業期間は、交付決定日から最長で平成30年2月15日までとなります。

なお、交付決定日は8月中を予定していますが、交付申請の内容等によっては日数を要する場合があります。交付決定日より前に事業を開始すると、補助金の交付を受けることができませんので、補助事業を開始する時期は、十分に余裕を持って計画してください。

Q 6-4

補助金はいつごろ支払われるのか。

A 6-4

補助事業の完了後、30日以内若しくは平成30年2月28日までのいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出していただきます。

実施した補助事業の内容や経費の内容について検査・確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。

なお、補助金の交付には、事業実績報告書の提出後、報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

7. 補助対象経費について

Q 7-1

市内に本社は構えた上で、更に市外に店舗等を設ける場合、市外での店舗等借入費や内外装費用は補助対象となりますか。

A 7-1

市外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象外です。また、市外店舗設置に伴う、許認可のために市外の官公署へ支払われる費用も対象外です。

Q 7-2

本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象となりますか。

A 7-2

三親等以内の親族については、補助対象外です。

Q 7-3

弁護士や税理士への報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。

A 7-3

補助対象経費としては、謝金として計上することは可能です。

金額は当事者間で調整の上、決定することになります。

ただし、弁護士に支払う訴訟にかかる費用といった係争関連の費用など、補助金の使途としてふさわしくない費用や、税務申告や決算書作成等のために税理士に支払う費用など、補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費は対象外としています。

Q 7-4

交付決定日より前の経費については、やむを得ない事情がある場合であっても、補助対象と認められないのですか。

A 7-4

補助対象とはなりません。

Q 7-5

外注費と委託費は何が違うのですか。

A 7-5

外注費は請負契約を締結しているような場合を指します。

例えばホームページの製作を依頼した場合は外注費、ホームページ完成後の管理業務を依頼した場合は委託費となります。

外注費（請負）	委託費
<p>業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬が発生する契約形態の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web サイト作成 ・ EC サイト出展料 ・ ショッピングカート利用料 ・ ソフトウェア開発 ・ 人材派遣 ・ 試供品・サンプル品の製作 <p>※販売用商品、有償貸与するものは対象外</p>	<p>業務の処理が義務であり、結果責任を負わず、業務受託者の裁量が許される契約形態の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査業務 ・ 電話受付交換業務 ・ 経理事務業務 ・ Web コンサルティング業務 (Web 維持管理・受発注管理・代行など内容による) <p>(要注意)</p> <p>上に例示されているものでも、契約形態として、業務結果に対する報酬が支払われる内容のものは請負契約となり、委託費とならない</p>

Q 7-5

人件費は、どのような場合に対象となるのか。

A 7-5

補助事業に直接従事する従業員の人件費が対象となります。

<対象になる場合の例>

- ・「新製品の研究開発」を補助事業で行う場合、研究開発に直接従事する従業員の人件費
- ・「解雇予告を必要とする従業員の採用」を補助事業で行う場合、採用業務に直接従事する従業員の人件費

<対象にならない場合の例>

- ・「新製品の研究開発」を補助事業で行う場合、補助事業と無関係の既存商品の営業を行う従業員の人件費
- ・「解雇予告を必要とする従業員の採用」を補助事業で行う場合、補助事業の実施により新たに採用された従業員の人件費
- ・「新サービスの提供」を補助事業で行う場合、既存サービスの業務に従事する従業員の人件費

Q 7-6

例えば、〇〇〇という事業の中で×××に要した経費は補助対象経費になるのか？

A 7 - 6

募集案内の3～4ページの「補助事業」の説明、8ページ以降の「対象となる経費」や「対象とならない経費の例」を踏まえ、ご検討ください。

補助事業に該当しない事業にかかる経費については、補助対象経費にはなりません。

なお、個別の経費が補助対象経費になるかの査定については、採択後の交付決定の手続きの中で行います。

8. 補助率・補助額について

Q 8 - 1

応募時に補助金額が80万円としていた場合、交付申請時に100万円とすることは可能ですか。

A 8 - 1

応募時の補助金額を交付時に増額することはできません。

9. 応募手続きの概要について

Q 9 - 1

提出書類は、持参も可能でしょうか。

A 9 - 1

持参も可能です。**ただし、必ず応募者本人が持参してください。**

なお、提出書類については、以下の要領で提出してください。

- ・募集期間：平成29年6月1日（木）～平成29年6月15日（木）
※募集期間最終日の17時必着
- ・提出先：名古屋市中企業振興センター ※【提出先・お問い合わせ先】参照
- ・提出方法：郵送又は応募者本人が持参

【提出先・お問い合わせ先】

名古屋市中企業振興センター 振興課 経営支援係

所在地：〒464-0856 名古屋市中区千種区吹上二丁目6番3号(名古屋市中企業振興会館6階)

電話番号：052-735-2100

対応時間：月曜日から金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日を除く

Q 9 - 2

中小企業振興センターで申請書の書き方など教えてください。

A 9 - 2

補助金の応募に関するお問い合わせは受け付けますが、応募書類の書き方の指導は行っておりません。

Q 9 - 3

提出書類の「市税に関する滞納がない旨の証明」について教えてください。

A 9 - 3

以下の表でご確認ください。

①「新規創業者」の方（これから創業する方）

現在のお住まい	提出書類	発行窓口
名古屋市内在住の方	市税に関する滞納がない旨の証明 (応募者個人のもので、申請日の前3か月以内に発行されたもの)	名古屋市内の各市税事務所、出張所、区役所、支所の税務窓口
	<u>※名古屋市内に転入して日が浅いため、名古屋市において「市税に関する滞納がない旨の証明」が発行されない場合</u>	<u>前住所地の市役所（町役場又は村役場）</u>
	市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明 (応募者個人のもので、申請日の前3か月以内に発行されたもの)	
	<u>※前住所地の市役所（町役場又は村役場）が「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない場合</u>	<u>前住所地の市役所（町役場又は村役場）</u>
納税証明書（応募者個人のもの） (平成28年度分、個人市民税（個人町民税又は個人村民税）、固定資産税、都市計画税、申請日の前3か月以内に発行されたもの） 注 課税されている税目のみ		
名古屋市外に在住の方	市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明 (応募者個人のもので、申請日の前3か月以内に発行されたもの)	<u>お住いの市町村の市役所（町役場又は村役場）</u>

	<p>※「<u>滞納がない旨の証明</u>」の発行を行っていない <u>市町村に在住の方</u></p> <p>納税証明書（応募者個人のもの） （平成 28 年度分、個人市民税（個人町民税又は個人村民税）、固定資産税、都市計画税、申請日の前 3 か月以内に発行されたもの） 注 課税されている税目のみ</p>	<p><u>お住いの市町村の市役所（町役場又は村役場）</u></p>
--	--	-------------------------------------

※ 上記のいずれにも該当しない方については、名古屋市中企業振興センターへお問い合わせください。

②「創業後 5 年以内の中小企業者」の方（個人事業主の方）

提出書類	発行窓口
<p>市税に関する滞納がない旨の証明 （応募者個人のもので、申請日の前 3 か月以内に発行されたもの）</p>	<p>名古屋市内の各市税事務所、出張所、区役所、支所の税務窓口</p>
<p>※<u>名古屋市内に転入して日が浅いため、名古屋市において「市税に関する滞納がない旨の証明」が発行されない場合</u></p> <p>市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明 （応募者個人のもので、申請日の前 3 か月以内に発行されたもの）</p>	<p><u>前住所地の市役所（町役場又は村役場）</u></p>
<p>※<u>前住所地の市役所（町役場又は村役場）が「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない場合</u></p> <p>納税証明書（応募者個人のもの） （平成 28 年度分、個人市民税（個人町民税又は個人村民税）、固定資産税、都市計画税、申請日の前 3 か月以内に発行されたもの） 注 課税されている税目のみ</p>	<p><u>前住所地の市役所（町役場又は村役場）</u></p>

※ 上記のいずれにも該当しない方については、名古屋市中企業振興センターへお問い合わせください。

③「創業後5年以内の中小企業者」の方（法人の方）

提出書類	発行窓口
市税に関する滞納がない旨の証明 (<u>法人のもの</u> で、申請日の前3か月以内に発行されたもの)	名古屋市内の各市税事務所、出張所、区役所、支所の税務窓口
<p><u>※名古屋市内に本社を移転してから間もないため、名古屋市において「市税に関する滞納がない旨の証明」が発行されない場合</u></p> <p>市税（町税又は村税）に関する滞納がない旨の証明 (<u>法人のもの</u>で、申請日の前3か月以内に発行されたもの)</p>	
<p><u>※前住所地の市役所（町役場又は村役場）が「滞納がない旨の証明」の発行を行っていない場合</u></p> <p>納税証明書（<u>法人のもの</u>） (平成28年度分、法人市民税（法人町民税又は法人村民税）、事業所税、固定資産税、都市計画税、申請日の前3か月以内に発行されたもの） 注 課税されている税目のみ</p>	<u>前住所地の市役所（町役場又は村役場）</u>
<p><u>※法人設立から間もないため、法人の「市税に関する滞納がない旨の証明」等が発行されない場合</u></p> <p><u>応募者（法人の代表者）の個人の「市税に関する滞納がない旨の証明」を提出してください。</u> →「①「新規創業者」の方（<u>これから創業する方</u>）」をご確認ください。</p>	—

※ 上記のいずれにも該当しない方については、名古屋市中企業振興センターへお問い合わせください。

Q9-4

法人設立から間もないため、履歴事項全部証明書が発行されるまで日数を要する。締切日までに証明書が提出できないが、どうすればよいか？

A9-4

履歴事項全部証明書が発行されない理由、証明書の提出予定日等を記載した申告書について、任意様式で作成し、提出してください。

10. 審査・採択について

Q10-1

どのような点が審査されるのですか。

A10-1

募集案内の「11. 審査」の「(1) 主な着眼点」をご覧ください。

Q10-2

年齢や性別の制限はありますか。性別・年齢で不利・有利はありますか。

A10-2

年齢や性別による応募の制限はありません。

なお、「名古屋市産業振興ビジョン2020」を踏まえ、代表者が女性や若者の場合、一定の配慮を行う予定です。

Q10-3

「ヒアリング」について教えて欲しい。

A10-3

審査の一環として、応募者からのヒアリングの実施を予定しております。 ヒアリングの対象となる応募者の方には、7月上旬頃に連絡を差し上げます。

なお、ヒアリングについては、7月中旬頃の実施を予定しておりますが、応募者本人の出席が必要ですので、予めご承知おきください。

Q10-4

不採択でも通知は来ますか。

A10-4

審査の結果は、応募者全員に対し、文書で通知を行います。

1 1. 補助金の交付について

Q 1 1 - 1

補助事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか。

A 1 1 - 1

補助事業の完了後、補助事業者は期限内に実績報告書を提出する必要があります。本市において、補助事業者が実施した事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払います。

報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

1 2. 応募書類への記載について

Q 1 2 - 1

応募書類に記載しているが、スペースが足りない。
資料を添付することは可能か。

A 1 2 - 1

スペースや行が不足する場合は、スペースを拡げたり行を追加したりしてください。
また、様式への記載内容を補足する説明資料を添付することも可能です。
ただし、ページ数や枚数については、募集案内に記載の範囲内とします。

Q 1 2 - 2

(様式第3号) 経営計画書の「(2) 金融機関等からの支援状況」について、具体的にどのような内容を記載すればよいのか。

A 1 2 - 2

本補助金については、補助対象者が補助事業を実施するにあたり、「4. 補助要件」のア～エに記載されている支援事業者等（公的支援機関、中小企業診断士・税理士・弁護士等の専門家、金融機関等）から、補助事業の完了の日までに、補助事業の実施に関連した支援を受けることが補助要件の1つであり、審査の着眼点にもなります。

したがって、複数の支援を受けた（過去に受けた支援、現在受けている支援や予定も含む）場合は、支援内容や支援事業者等について、もれなく記載してください。

なお、「支援」の具体的内容については、募集案内をご覧ください。

Q 1 2 - 3

「支援内容確認書」における支援事業者の署名・捺印は代表者でないといけないのですか。

A 1 2 - 3

必ずしも代表者である必要はありませんが、確認書を記載する支援事業者等の署名・捺印の内部規定等により判断してください。

Q 1 2 - 4

「支援内容確認書」の但し書き（※ 支援を行ったことが客観的に確認できる資料を添付することで、本欄の記載を省略することができます。）について、具体的にどのような資料であればよいのか

A 1 2 - 4

例えば、特定創業支援事業にかかる「認定特定創業支援事業を受けたことの証明」のコピーになります。

その他については、個別にお問い合わせください。